

## 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会会則の一部改正（案）

改正（案）	現行
<p>（役員）</p> <p>第5条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>（1）会長 1名</p> <p>（2）副会長 <u>2名</u></p> <p>（3）監事 2名</p> <p>（役員の選任）</p> <p>第6条 会長は、<u>委員の互選とする。</u></p> <p>附 則 この会則は、平成27年10月9日から施行する。</p> <p><u>附 則 この会則は、平成30年7月9日から施行する。</u></p>	<p>（役員）</p> <p>第5条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>（1）会長 1名</p> <p>（2）副会長 <u>1名</u></p> <p>（3）監事 2名</p> <p>（役員の選任）</p> <p>第6条 会長は、<u>奈良県知事をもって充てる。</u></p> <p>附 則 この会則は、平成27年10月9日から施行する。</p>